

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第 五 號 第 二 十 一 卷

大正十四年十一月一日發行

論 叢

人間愛の起源……………教 授 川村多實二

租税公正の實現難……………法學博士 神戸 正雄

現象學的基本考察……………文學博士 米田庄太郎

時 論

關稅特別會議に就て……………法學博士 末廣 重雄

勞働組合主義と集合契約……………法學博士 河田 嗣郎

說 苑

金利と物價との相關關係に就て……………經濟學士 谷口 吉彦

歐洲に於ける家産運動及び家産制度……………經濟學士 八木芳之助

スミスの植民地論について矢内原
教授の教を乞ふ……………經濟學士 長田 三郎

雜 錄

生計調査より觀たる租税負擔……………法學士 沙見 三郎

法 令

重要輸出品工業組合施行規則・輸出組合法施行規則

附 錄

本誌第十一卷乃至第二十卷論題索引

（禁 轉 載）

歐洲に於ける家産運動及び家産制度（上）

（農政上より見たる家産制度・其二）

八木芳之助

第一 歐洲家産運動前史

北米の家産制度に就ては既に述べたる所なるが、前世紀の八十年代に入りて歐洲に於ても亦甚だ盛なる家産運動が発生するに至つた。此の運動は前世紀の七十年以來新大陸並に東部歐洲の低廉なる穀物輸入に基いて發生せる農業恐慌に對抗する大農業運動の一部分を形成するものではあるが、併し當時に於ける家産運動の根本思想は、一面に於ては新制度としての北米家産制度によつて促されたと同時に、又他面に於ては今日の自由主義的經濟制度に對して向けらるゝ反動思想によつて促されたるものとも解せらるゝを以て、當時の家産運動を根本的に理解するには可成り古くの時代に溯り、舊制度（ancien régime）が漸次に崩壊するに至れる時代を回想するを要する。

顧みるに、中世に於ては土地所有は一般的に拘束されてゐた。即ち領主は國王に對して領地の利用權のみを有し、又農民は領主に對しては同様に土地の利用權のみを認められたるに止まつ

た。此等の上級所有權によつて農民の土地所有權は著しく制限されてゐた。當時の農民は領主の認可なくしては、自己の土地を賣買、入質、又は之を子孫に相續せしむるを得なかつた。勿論各領主が農民を支配し、之に後見的干涉を加ふる程度は種々異れるを以て、かゝる土地所有制限も、各領主に應じて或は嚴格に或は寛大に行はれた。全中世を通じて斯る土地所有制限に對する廢止が要求せられ、最後に斯る制限の廢止は經濟の進歩發達に對する必然的前提と看做さるゝに至つた。併し此の廢止が佛蘭西に於ては大革命に依り、獨逸に於てはスタイン、ハルデルベルグ一派の改革論者に依て要求されたる當時に於ては、他の自由主義的改革の方面に於けると同様に幾分過大なる希望から促された。中世に於ける農民は勿論隸屬的であつた。併し此の隸屬關係は多くの暗面と同様に、多少の利面をも有してゐた。當時の農民は一般的に憫むべき生活をなしてゐた。併し仁慈なる領主は農民の不幸又は凶作に際し、之を救済し又は貢税を免除した。又領主は種々なる程度に於て、かゝる救済を爲すべき義務を有してゐた。かゝるが故に當時の農民は多少自然的又は社會的不幸に際して保護を受けてゐた。

然るに新經濟制度として、領主の代りに國家が現はれた。而して國家は一面農民に其の勞働收益を認むると同時に、他方彼等の經濟的危險をも放任した。自然經濟の時代は既に過ぎ去り、新時代の技術的並に社會的要求は益々増進するに至つた。農民は領主の拘束を脱し、市場に投げ出さるゝに至つた。領主の後見的廢止の爲め、又經濟的進歩のため、農民の事情は全く變化するに至つた。即ち往時の村落共產體はなくなり、大家族制度は瓦解し、小家族制度が之に代はるに至

つた。かゝる時代の變遷に際して農民の教育程度低きため、彼等に種々なる苦痛を與へしに止まらず、又彼等の生存をも脅やかすに至つた。かゝる過渡期に際して中世 (alten guten Zeit) に對する羨望の起るのは無理のないことであつた。

かゝる新制度は管に社會内に於ける財産關係を變化せしめたるに止らず、尙又家族内に於ける關係をも一變せしむるに至つた。自由主義的教義から出發せる此の新法制は、家父と成年の子供との隸屬關係を解放し、一子相續人の特權を消滅せしめ、諸子均分相續制を齎すに至つた。一方此の均分相續制度は各人の自由と所有權とを保證するに依り、又自信及び自責觀念を促すに依て、各人の活動力の向上を來たすものではあるが、他方一家の所有地を分散せしめ、一家としての存在を脅やかすものである。ナポレオン法典の規定は、之が強行されたる多數の佛蘭西の地方に於ける相續慣習と矛盾した。ルブレイ一派はナポレオン法典に依て佛蘭西の家族制度が破壊せられ、中小農地が大農地の爲め併吞さるゝに至るであらうと豫言し、之を防止せんが爲めに古代の家族慣習に復歸すべきを高唱し、古代の不分割的相續制度の採用に依て家族制度を復活せんことを主張した。

一方に於てルブレイ一派は斯くの如く家族制度の危機を問題とし、ナポレオン相續法を廢止せんと努めたるが、又他方に於て當時新債務法も激しく攻撃された。世人は此の法律を以て農業が未だ多くの貨幣資金を要せざる時代の所産なりとした。然るに農民解放、土地購入、或は相續分賠償は多くの資金を必要とするに至つた。殊に農業集約化の要求は、多額の經營信用を要するに

至つた。併し當時に於ける農業負債の増加は、危険ないやうであつた。蓋し農産物の市場關係が絶えず有利となり、爲めに負債の利子よりも經營收益の方が増加したからであつた。併し當時農村に於ける資金の供給は需要に比し不足を告げてゐた。之は資本は漸次勃興しつゝある工業や交通運輸事業に好んでよく投下さるゝも、農業には充分投下されなかつたからである。假令農業に投下さるゝにしても、商工業に於けるが如き有利なる條件によるものではなかつた。此の理由は一般産業に比して農業の利廻り薄いことにもよるが、又當時に於ける農業信用機關の缺如せるに基くものであつた。さればロオドベルツスは前世紀の六十年代に於て、斯る農業信用機關の缺如せる危険を指摘して、貨幣資金に對する土地資本の隸屬なりと述べ、資本負債を廢して地代負債によつて之を救済せんと努めた。彼は負債の限度に就ては毫も顧慮せなかつたが、上述の理由よりして信用機關を創設し、之に由て抵當信用を社會化せんと試みた。其の後スタインは農場法(Hufenrecht)に於て、シェフレイは抵當信用組合(Inkorporation des Hypothekarkredits)に於て、多少の修正を加へてゐる。此等の計畫に従ひ農民階級は資本の支配から保護さるべきものと主張された。

當時此等の思想が單に理論上の價值を有せしに留まつたとするならば、農業が比較的良好なる狀態を保てるによるものである。然るに此の農業狀態は、北米、濠洲、アルゼンチン並に露西亞が世界市場に出現し、由之惹起されたる西歐の農業恐慌に依て、甚だしく動搖せしめらるゝに至つた。農業經營の収益は、六十年代に比して急速に減退し、從來の有利なる市場關係を見越して

契約されたる債務は甚だしき苦痛を齎すに至つた。此の恐慌を克服するため又農業經營の改善を行ふために、更に新なる負債を起すを必要とした。斯くて負債は益々増加し、農業の危機を讓すに至つた。八十年代の著書を窺ふならば、大抵は農民の没落すべき運命を豫言してゐる。スタインは曰く、貨幣資本は土地資本に對して破壊的争闘を開始した。抵當資本の自由は土地所有殊に、獨逸並に奧太利の農民階級を破壊的に攻撃した。從來の慘酷なる領主の抑壓も之に及ばない程に。而して純然たる羅馬法的所有權の嚴格なる根柢の下に於て、土地所有者は貨幣資本家に對して、利息義務を課せられ、服役義務を課せらるゝに至つた。而してかゝる過程は全歐洲に普及さるゝに至つた。更にラツチンガーは曰く、一八六六年以來農民の幸福は迅速に消滅しつゝある。而して負債は驚くべき巨額に達してゐる。大資本家に依て農地が併吞さるゝは單に時日の問題に過ぎない。負債を被れる農民は富豪に農地を購入されんことを懇願してゐる。然かも一八六六年の價格の半額を以て。吾人は恐慌中に立てゐる。吾人は舊に獨逸の國民經濟の根柢のみならず、更に其の社會的建設物をも動搖せしめんと脅かす災害に直面してゐると。

ルブレイ一派が佛蘭西の家族制度の崩壞に就て豫言せる所のものは、直ちに之を移して西歐諸國の農民階級の崩壞に就ても云ひ得るやうな有様であつた。農地の強制執行數は一八七九年には一八七七年の三倍に達してゐる。當時に於ける農業の衰退並に自作農民の減少は、海外の競争及び土地所有者が變化せる市場關係に農業經營を適應せしむる能力を缺いてゐる事情に基くものとなす以外に、寧ろ主として農地の取引、農地の負債、農地の差押、農地の分割並に相續に關する

- 3) Lorenz von Stein, Die drei Fragen des Grundbesitzes und seiner Zukunft. Stuttgart. 1881. S. 147. 151.
- 4) Ratzinger, Die Erhaltung des Bauernstandes. Freiburg 1883. S. 7.
- 5) Stein, a. a. O. S. 199.

現行法に基くものであつて、殊に此等の諸點に關し農地の眞の性質に適合する農業特殊法の缺如せる點に存するものと考へられた。殊にスタインは明白に此の思想を述べてゐる。彼によれば、數代以前から土地所有は其の性質を失ひ商品となりしため、國家並に社會内に於て發揮すべき個性を失ふに至つた。此の事情の必然的結果として、土地所有は之を評價する金額を意味するに過ぎざるに至り、之が所有者は晚かれ早かれ、又より寛大なる條件の下に於てか、若しくはより苛酷なる條件の下に於てか、貨幣資金の所有者に對し隸屬するに至るであらう。然かも負債の解約性は、事實上土地所有者をして債權者が何時にても農地から驅逐し得る小作人 (tenant at will) たらしむるであらう。更に進展して農村に於ては全く土地所有者が無くなり、單なる雇傭労働者のみとなるであらう。併しかゝる自作農民なき國家狀態は、世界各國の法的生活に對し極めて危険である。⁶⁾

思ふに當時の反動思想家は、土地所有に關する法律の根本的缺陷は、土地所有權に關する極端なる自由主義的、個人主義的見解に基くものと考へた。農地をして領主の支配から解放せしむると同時に、嘗ては嘗に封建的、國家的に結合せるに止らず尙又家族的にも結合せる所有地をして全く此等の關係から釋放せしむるに至つた。若し土地所有にして、一般の福祉、獨立並に傳來的家族生活を保障するならば、初めて其の倫理的並に國民經濟的任務を果すものである。古代の法律思想の復活によりてのみ、農民は一方に於ては土地の兼併分裂による破壊を免れ、他方資本主義的掠奪及び高利貸誅求から免るゝものであるとされた。⁷⁾ マイヤーは農民と農地とを結合せしむ

- 6) Grünberg, Der Entwurf eines Heimstättengesetzes für das Deutsche Reich (Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik. Bd. 4. 1891.) S. 370. 371.
7) L. v. Stein, Bauerngut und Hufenrecht. S. 5.
8) Sering, Heimstättenrecht (Handwörterbuch der Staatswissenschaften. Bd. 4. 2. Aufl.) S. 1180.

る事が必要にして、中世の繁榮期に於ける如く、何人も農民を農場から驅逐するを得ざる状態を復活するを要すると論じてゐる。此の目的のために所有地の分割、譲渡、賣却及び質入を禁せんと欲し、かくして羅馬及び佛蘭西法的意義に於ける個人主義的土地所有觀念から、獨逸法的意義に於ける家族所有財産制に入らんと要求してゐる。

かゝる思想の背景中に於て北米の家産法が歐洲へ移植された。此の家産制度の最初の紹介者は北米の制度を直ちに歐洲へ移植せんとした。併しかゝる單なる移植は不可能であると當時考へられた。スタインの云ふ所によれば、北米に於て此の法律を發生せしむることは極めて容易であつた。然るに歐洲は全く之と異なり甚だ困難なる事情が存してゐる。かゝる法律を簡單に移轉するは我々の事情の下に於ては、一般に問題でないことが充分に主張される⁹⁾。又ゼーリングが正當に云へる如く、北米の家産法は相續法に干渉するの困難がなかつた。蓋し當時北米に於ては遺留分權が行はれなかつたからである。然るに歐洲に於ては事情は全く之と異つてゐる。即ち共同相續人に分與すべき未占有の土地が全く在してゐない。寧ろ彼等共同相續人は、家産法に據り一家に維持さるゝ土地に依頼せざるを得ないのである。更に家産法運動を發生せしむるに至れる動機も異なつてゐる。即ち北米の家産法に於ては突然なる商業恐慌から家族を保護せんとするものであるが、歐洲に於ては恒久的なる農業恐慌から農民階級を保護せんとするものである。從て歐洲の家産運動が本來の北米の家産制度から異なれる制度を要求するに至るは寧ろ當然である。從て歐洲各國の實情に應じ家産法運動が如何なる發展を採り、如何なる成果を收むるに至れるかを考

9) Meyer, Heimstätten-und andere Wirthschaftsgesetz. S. 502.

10) L. v. Stein, Bauerngut und Hufenrecht. S. 23.

11) Sering, Die landwirthschaftliche Konkurrenz Nordamerikas. S. 172.

究するは甚だ興味ある問題である。

第二 奥太利の家産法運動

奥太利に於ける家産法運動は土地取引自由に對する反動として、フオゲルサング、スタイン、ペイラー等によつて熱心に主張さるゝに至つた。政府も既に前世紀の八十年代に於て農民の困窮状態並に其の原因に關し、徹底的調査を行ふに至つた。ペイラーは此の調査を根據として一八八四年一月に農地の相続並に世襲地に關する法案を議會に提出した。此の法案の構成に對して、決定的影響を與へたる事情は、一八六八年初めて廢止されたる農地の拘束が當時尙世人の記憶に新なりしと、又獨逸に於けるが如く土地の動産化が例外なく行はれ居らず、チロール、フォラールベルグに於ては一子相続制度や農地の分割禁止やが當時猶ほ殘存せるに基くのである。ペイラーは法案提出の理由に就て述べて曰く、農地に關する相続法の改革は、現時の一般的事情並に吾人の立法的立場に従ひ、其の出發點を一子相続法 (Anerkennung) の制定に求むるを要する。被相続人が生前中に經濟的一單位として取扱ひ又耕作せる土地は、彼自身が何等かの處分を爲さない場合には、相続分割に際して經濟的一單位として取扱ひ、我儘なる細分並に相続に於ける過度負債を防止すべきである。……併し奥太利の數十年の經驗を以てすれば、一子相続法は過度負債及び農民階級の没落に對して充分なる保護を與ふるものではない。農地を無制限に抵當に附することを許す法律は、必然的に農地の收益價格を越ゆる抵當債務を促し、其の結果、常に頻繁なる所

(註一) Entwurf eines Gesetzes betreffend die Erbfolge in landwirthschaftliche Güter und das Erbgiiterrecht.

有權の移動を生ぜしめ、過度に高い相續賠償額及び土地購入殘金の抵當登記を惹起せしめ、農業恐慌に導くのである。従て最近數十年の経験によれば、農地に對する一子相續法の創設と相並んで此の方面の改革に更に一步を進めて、一定の負債制限と強制執行の免除とを有する世襲地 (Erbgüter) の設立を必要とするものである。永續的に家族の幸福を顧慮する地主は、此の制度に依て、農地を一家に維持する充分なる保障を得、同時に農地の過度負債の危険が排除せられ、更に有害なる結果を齎す農業大恐慌が避けられ又は緩和さるゝであらう。世襲地即ち適當に拘束さるゝ家族所有地は、有害なる貧富の懸隔、即ち一方に於ては過小經營 (Zwergwirtschaft)、他方に於ては過大所有地 (Latifundien) の發生を豫防し、かくして農民階級を脅やかす兩方面の危険を豫防する手段である。従て家長をして農地に於ける家族の存續を永久的に保障するを得せしめ、又家長をして無制限なる農地の流通及び負債の自由から生ずる危険に對して、家族を保護するを得せしむる斯制度は、私法的關係に於ても推奨すべく、又斯制度は公的關係に於ては、農業恐慌、過大所有地による農地の兼併を防ぎ、又農民が貧弱なる過小經營へ没落するを確實に防止するを目的とするものであつて、立法的方面より充分考慮するを要する。……若し國家が其の制定せる法律に依て、農地の負債禁止を廢止し、其の相續法と農地の自由處分とによつて、農地の過度負債を促せるものとすれば、又國家は負債に一定の限度を設け、之を維持すべき制度を創定する權能を有するものである。¹²⁾

(註二) ベイラーは斯る宣言に基いて農地の相續並に世襲地に關する法案を提出せるが、其の第一章に於ては一子相續法を規定し、

12) Peyrer, Denkschrift betreffend die Erbfolge in landwirtschaftliche Güter und das Erbgüterrecht. Wien 1884. S. 96. 97. 100.

(註二) 一子相續制度に就ては、經濟論叢第十八卷二號、四號參照、

第二章に於ては世襲地法を規定してゐる。茲には第二章の内容の概略を示せば次の如くである。世襲地(Erbgut)は一住家を備ふる農地であつて、所有者の申請又は其遺言處分に基いて所轄區裁判所の世襲地臺帳に登記さるゝものである。此の世襲地の價格は一千乃至二萬グルデンである。世襲地の登記を抹消するには、これ以外の方法を以てしては達するを得ざる經營上の利益を伴ふを要する。世襲地の一部分を分割する場合にも右と同様の條件を必要とする外に、残存せる世襲地の價格が法定の最低限度を下るを得ない。世襲地の負債に關しても一定の制限がある。即ち(a)地代負債を以てするときは、其の償還年額は臺帳純收益の半を越ゆるを得ない。(b)抵當負債を以てするときは其の負債額は臺帳純收益の十倍を越ゆるを得ない。但し例外的には(a)(b)規定の二倍迄負債が許されるも、併し他の方法を以てしては達し得ざる經營上の利益を伴ふを必要とする。世襲地には(i)租税其他公課の滞納のため、(ii)法律が質權又は其他の優先權を許したる給付の滞納等のために強制競賣に附せられる。若し世襲地所有者にして世襲地上に居住せざる場合には其他の負債のためにも競賣に附せられる。但し世襲地は競賣に附せらるゝに先ち、一定年間の強制管理に服する。強制管理の期間中所有者は自己及び家族のため世襲地上に無料に居住するを許され、強制管理から生ずる收益中から三五〇グルデンの年額が與へられる。¹³⁾

此のペイラーの家產法案は當時に於て大なる希望を與へ、其の結果一八八九年四月一日に至り、中農地に對する特殊相續規定採用に關する法律が制定せられ、ペイラーの根本思想が採用さるゝに至つた。此の法律は一方に於ては農地の相續法を規定し、他方に於ては生存中の取引に關し農地の分割禁止を規定してゐる。而して中農地の概念、相續人の順位及び一子相續人の先取得分に關する細則の決定は、聯合各邦立法に委任することとした。然るに此の帝國法律が各王領地(Kronlande)に實施さるゝには、聯合各邦立法に據る施行法を必要とした。併乍ら聯合各邦議會は斯る施行法を制定するを回避した。と云ふのは斯る農場法は一般的に激しく批難せられ、且又農

13) Peyrer, a. a. O. S. 166-172.

(註三) R. G. v. I/IV 1889 betr. die Einführung besonderer Erbteilungs-vorschriften für landwirtschaftliche Besitzung mittlere Grösse.

民は斯る法律によつて法律的並に經濟的自由を拘束さるゝを欲せず、又彼等は斯る法律の後見を嫌惡することが明白となるからである。議會に於ける一子相續法に對する批評は不利なるものではなかつたが、政府は農場法を一子相續法から分離するを許さなかつたからして、固有の一子相續法も實施されざるに至つた。唯此法律はチロール地方に於てのみ一九〇〇年六月一二日に發布された。併し此の地方に於ては既に古くから農地の分割禁止が慣行せられ、又一子相續制度も既に百年以前から慣行せられたるを以て、從て新法律は從來の慣習法を成文法となしたるに過ぎない。其の後政府は農場法を伴はざる一子相續法の採用を許すに至れるため、一子相續法はケルンテン(一九〇三年三月一六日の法律)及びボエーメン(一九〇八年八月七日の法律)に實施された。¹⁴⁾農地の一般的分割禁止はチロール地方のみに行はれたるが、其後ガリシヤ及びバコウイナ地方に於ては地代農場法に據て隨意的分割禁止が行はるゝに至つた。¹⁵⁾

要之埃太利の家産運動は前世紀の八十年代以來甚だ盛んであつたが、全國的な家産法は其の實施を見ず、唯チロール、ガリシヤ及びバコウイナ地方に於て農地の分割禁止法を見るに至れるに過ぎない。(未完)

- 14) W. Schiff, Die agrarpolitische Gesetzgebung der Landtage 1902-1908. (Zeitschrift für Volkswirtschaft, Sozialpolitik und Verwaltung. Bd. 18. 1909.) S. 713-714.
- 15) Schiff, a. a. O. S. 717.